

太田市特定教育・保育提供者に係る業務管理体制検査要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第56条第1項の規定により特定教育・保育提供者に対して行う業務管理体制の整備に関する検査（以下「検査」という。）について基本的な事項を定めることにより、検査の的確かつ効果的な実施及び均一な検査の基準の確保を図ることを目的とする。

(検査の種類)

第2条 検査の種類は、一般検査及び特別検査とする。

(一般検査)

第3条 一般検査は、特定教育・保育提供者が法第55条第2項の規定により市長に届けた業務管理体制の整備に関する事項及びその運用状況を確認するため、定期的かつ計画的に、その対象となる特定教育・保育提供者に対して書面の提出を求めて行うものとする。

2 一般検査においては、特定教育・保育提供者における業務管理体制が、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第45条に定める基準に従い適切に整備されているかどうかについて確認するものとする。

(特別検査)

第4条 特別検査は、次のいずれかに該当する場合に、随時適切に行うものとする。

- (1) 施設又は事業の運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- (2) 度重なる指導によっても改善が見られないとき。
- (3) 正当な理由がなく、一般検査を拒否したとき。

2 特別検査においては、その対象となる特定教育・保育提供者の本部等に立ち入り、業務管理体制の整備状況、組織的関与の有無の確認等を行うものとする。

(検査の実施通知)

第5条 市長は、検査の実施に当たっては、あらかじめ、その対象となる特定教育・保育提供者に対し、検査の根拠規定、目的、日時、場所、担当者及び検査に当たって当該特定教育・保育提供者が準備すべき書類等を文書により通知するものとする。ただし、実効性のある実態把握の観点から市長が必要と認める場合には、検査時に速やかに告知することをもって、これに代えるものとする。

(検査結果の通知)

第6条 市長は、検査の結果、改善を要すると認めた事項（軽微なものを除く。）につい

て、特定教育・保育提供者に対し、文書によって通知するものとする。

(報告書の提出)

第6条 市長は、前条の規定による通知を受けた特定教育・保育提供者に対して、その通知した事項に係る改善の方針等について、文書による報告を求めるものとする。

(検査後の行政上の措置)

第7条 市長は、検査の結果、行政上の措置をとることが必要であると認めるときは、法第57条の規定による勧告、命令等の措置をとるものとする。

(関係機関との連携)

第8条 市長は、必要に応じて関係機関に協力を求めること等により、検査の効率的かつ効果的な実施に努めるものとする。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。